

(以下は、メール本文でいただいたご回答を電子化し、ご了解を得たものです。)

質問及びご回答欄

お名前 自民党世田谷区議団

1. 世田谷区の「住民参加の街づくり」の現状について、お考えをお示してください。

地区街づくり協議会による街づくり計画原案の策定の過程においてその地域に対する住民の意識なども向上すると考えます。これまでの街づくり条例による住民参加型の街づくりは課題もあると思いますが、一定の成果が上がっていると考えます。

2. 以下、現行街づくり条例又は素案についてお尋ねします。

前文を置くことについて、どうお考えですか。符号に をお付けください。

ア. 前文はあった方がよい

イ. 前文はなくてもよい

ウ. その他 基本理念が示されていることが重要であり、前文の有無は特にこだわる必要はないのではないかと考えます。

国や都の公共事業やその他の都市計画事業も街づくり条例の対象とすることについてどうお考えですか。符号に をお付けください。

ア. 当然である

イ. 場合による

ウ. 必要ない

エ. その他 質問の趣旨がよくわからないため、回答は控えさせていただきます。

前問に関連して、現行街づくり条例(素案も同じ)第3条第2号の「事業者」の定義中の「公共的団体」、「それに準ずる団体」とは何を指すとお考えですか。例示でも結構です。

公共的団体 独立行政法人都市再生機構、住宅供給公社 と考えます。

それに準ずる団体 電力会社やガスを供給している公共性が高い企業と考えます。

現行街づくり条例(素案も同じ)には、第9条をはじめ「区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする」との規定がありますが、この措置とは、どのような措置とお考えでしょうか。また、どのような措置が望ましいとお考えですか。都市整備方針策定の場合を例にお答えください。

現状についてお考えの措置 状況により、手法は変わると思いますが、一般的にはホームページへの掲載やパブリックコメントの実施などが考えられます。

望ましいとお考えの措置 同上

素案第4章には3,000㎡以上の土地を対象として土地取引行為の届出と建築構想の届出が規定されています。制定による効果についてお尋ねします。符号に をお付けください。

ア. 十分効果が上がると思う

イ. 一定程度の効果は上がると思う

ウ. もっと小規模な敷地まで対象にしないと効果が上がるとはいえないと思う

エ. その他

事前調整制度は、区の街づくり方針を踏まえて、設計を事前に協議することができ、固まる前に周辺環境に配慮した建築構想の誘導が図られるものと考えます。

別紙を用いてご自由にご意見等をお寄せください。必ずお名前をお書きください。(この部分については、公開希望又は非公開希望とお書きください。)

以上